

TM5（商標五庁）の 取り組みについて

Efforts for TM5 (Five Trademark Offices) Cooperation

特許庁 審査業務部商標課商標審査企画官

森山 啓

1987年特許庁入庁。商標の審査、審判に従事するほか、国際課、審判部訟務室、総務課審議室、INPIT活用促進部等を経て、2013年1月より現職。



特許庁 審査業務部商標課商標企画専門官

目黒 潤

2005年特許庁入庁。普及支援課、INPITを経て商標審査、商標行政に従事するほか、情報システム室を経て、2014年4月より現職。



1. はじめに

経済のグローバル化が進み企業間の競争が国際的にも激しさを増す中で、高い価値を有する国際的なブランドの確立及び保護のため、商標権の活用がますます重要になってきている。企業の国際展開を支援するためには、世界各国で安定した商標権を速やかに取得でき、適切に保護されるような環境を整えることが不可欠である。

そのような状況を踏まえ、商標分野においては、これまで日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）の三庁における協力（商標三極）を2001年から推進してきたところ、その商標三極に、韓国特許庁（KIPO）、中国国家工商行政管理総局（SAIC）をメンバーに加え、2011年12月、商標五庁による新たな協力枠組みである商標五庁（TM5）会合が創設されることとなり、2012年10月に第1

回会合がスペイン・バルセロナで、2013年12月に第2回会合が韓国・ソウルで開催された。

TM5では、年次会合及びフォローアップのための中間会合が開催され、各庁の最近の施策や互いの審査運用等の情報交換を行っているほか、特に実務レベルでの検討、対応を行っていくことが合意された取組をプロジェクト化している。現在、商標三極からの継続プロジェクトとTM5による新たなプロジェクトとを合わせ、商標分野では9つのプロジェクトについて協力が進められており、さらに3つの新規プロジェクトが提案されている。また、2008年に日米欧三庁間の協力が意匠分野に拡大され、日米欧韓の四庁が意匠分野の専門家による会合を並行して行っている。

本稿では、商標分野の9つのプロジェクトの概要及び提案されている3つの新規プロジェクトをご紹介します。



図1 第2回商標五庁（TM5）年次会合（於ソウル）

2. TM5の協力プロジェクト（商標分野）について

（1）IDリストプロジェクト

IDリストプロジェクト¹は、商標出願で指定する商品・役務の表示としてメンバー庁間の審査において相互に認めることができる商品・役務表示のリスト（IDリスト）を構築するものであり、リード庁はUSPTOである。官庁間で共通に認められる商品・役務表示をあらかじめ明らかにしておくことにより²、出願人は、本プロジェクトに参加している官庁に商標出願を行う際に商品・役務表示に関する拒絶理由を回避するのに役立てることができる。官庁側も審査負担の軽減が期待できる。

本プロジェクトは、商標三極の枠組みが創設された翌2002年から取り組みが開始され、9つのプロジェ

クトの中では最も古くから協力が行われているものである。IDリストに掲載したい商品・役務表示を各メンバー庁が毎月一定件数提案し、各庁の検討を経て、相互に認めることができると合意された表示がIDリストに蓄積される仕組みとなっており、2014年8月現在で約15,500件の商品・役務表示が蓄積されている。現在、JPO、USPTO、OHIM、KIPOの4庁が商品・役務表示の提案及び投票をすることができメンバー庁であり、この他に、カナダ、シンガポール、フィリピン、メキシコ、ロシアの五庁が参加庁としてIDリストを利用している。

IDリスト上の表示を採択可能（拒絶理由の対象とならない）とする官庁が増えれば、特にマドリッド協定書に基づく国際出願を行うユーザーにとってメリットが大きい。第2回TM5年次会合（平成25年12月於ソウル）において、SAICが本プロジェクトに参加する旨を表明。その後プロジェクトに参加するため、中国はIDリストに掲載された約15,500件のID表示について採否判断作業を行っている。

また、2014年7月の分類専門家会合の中で本プロジェクトについて議論され、SAICが本年9月1日から正式に本プロジェクトに基づく運用を開始するとの説明がなされるとともに、本リストを更に拡張するために、TM5全庁が既に共通して受入れ可能である表示を取り

1 商品・役務の表示を”IDentifications”の略で「ID」、相互に受入れ可能であることが合意された商品・役務表示のリストを「IDリスト」、本プロジェクトを「IDプロジェクト」と称している。商標三極の枠組みにおいては、「IDリスト」は「三庁リスト（Trilateral list）」と称されていた。

2 我が国では、独立行政法人工業所有権情報・研修館の特許電子図書館（IPDL）の検索メニュー中の「商標検索」－「7. 商品・役務名リスト」において、「三庁リスト（区分・英語表記のみ）」をチェック、使用言語「英語」を選択し、商品・役務名の欄にキーワードを入力することにより、これらの表示を検索することができる。

込むための方法について議論した。今後は、TM5 以外の官庁、特に ASEAN 諸国を始めとする参加庁の拡大の推進を図り ID リストを利用するよう呼びかけていく予定である。

(2) TM クラスとタクソノミーに関するプロジェクト

「TM クラス」とは、OHIM の開発した EU 域内の各商標庁において認められる商品・役務表示を一括して検索照会することができるツールであり、タクソノミーとは、この TM クラス内に蓄積されている商品・役務表示を階層構造化して表示しようとする試みである。本プロジェクトは、OHIM が EU 域外の官庁の TM クラス及びタクソノミーへの参画を促すことを目的として提案し、2012 年に TM5 のプロジェクトとなった。JPO は、我が国及び海外ユーザーの利便性向上に資するべく 2012 年 10 月に TM クラスへの参画を表明し、TM クラスに蓄積するための商品・役務表示データの提供等の協力を行っている。



図2 TM クラスのウェブサイトの掲載ページ
(<http://TMclass.TMdn.org/ec2/>)

タクソノミーは、ユーザーが商品・役務表示を体系的に検索できるようにするためのツールであり、2013 年 7 月に OHIM のホームページにおいて公表された³。タクソノミーは、各国官庁の実体審査や権利範囲の解釈等に何ら影響を与えるものではないが、ユーザーに誤解や混乱が生じることはないよう、現在 TM5 においてタクソノミーの階層構造の分析等、必要な検討を行っているところである。

また、2014 年 7 月の分類専門家会合の中で本プロ

3 WIPO の Nice 国際分類専用ウェブサイトにおいてもタクソノミーが利用され、商品及びサービスのアルファベット順一覧表とともに公表されている (<http://www.wipo.int/classifications/nice/en/>)。

ジェクトが議論され、ID リストの商品役務表示を「TM クラスのインターフェイス (ホームページ)」を利用して一般公表することについて、本年 12 月東京で開催予定の第 3 回 TM5 年次会合において検討することとなった。

今後は、TM クラスへの蓄積データ提供に引き続き協力するとともに、タクソノミーについては、グループタイトルと階層構造について、TM5 として合意形成がなされるよう議論に参加する予定である。

(3) 図形商標のイメージサーチプロジェクト

我が国の商標審査における図形商標の検索には、現在ウィーン図形分類に基づく検索キーが用いられている。これに対し、イメージデータの比較により検索を行うイメージ検索エンジンがあるが、現在のところ、ウィーン図形分類による検索に代替可能な検索精度を有する検索エンジンが開発されるには至っていない。

イメージ検索は、ウィーン図形分類による検索のように検索対象図形の母集団から同一のキーを有する図形を「抽出」する仕組みと異なり、検索対象図形を類似度の高い順番に「並べる」という仕組みであるが、全体の形状が「同一」又は同一に極めて近い「酷似」の図形については、検索結果の上位で網羅可能である一方、「類似」の図形については必ずしも検索結果の上位に表示されない。そこで、本プロジェクトでは、同様の問題意識を有する TM5 のメンバー庁と共同で、各国の図形商標における類似事例を収集し、システム面からみた分析を行うことで、イメージ検索エンジンの課題を整理し、開発促進に資することを目指しており、JPO がリードしているプロジェクトである⁴。

2014 年 3 月には、図形商標イメージサーチ担当者会議を東京で開催し、各庁から提出された図形商標の類似実例サンプルを基に課題パターンを分析・整理し、解決策等を取りまとめた報告書の概要を JPO が発表し、意見交換を行った。この会議の内容及び各庁コメントを盛り込んだ報告書を、第 3 回 TM5 (12 月) において成果物として提出する予定である。

4 本プロジェクトは、検索エンジンの共同開発等を行うものではない。

(4) 共通ステータス表示プロジェクト

本プロジェクトは、各庁のユーザー向けの商標検索データベース⁵において、一般ユーザーに分かりやすい商標案件の状態（出願中、登録、最終処分、等のステータス）の表示を、メンバー庁間で共通化する取組である。各国の制度の違いや、各庁のシステム対応の可能性等を考慮しながら、具体的な表示案について、USPTO リードのもと最終調整中であり、表示案決定後、速やかにステータス表示を実現させるべく、開発を進めているところである。

(5) 商標情報におけるユーザーフレンドリーなアクセスに関するプロジェクト

本プロジェクトは、官庁によるウェブベースの商標関連情報提供サービスについて、ユーザーフレンドリーな情報提供のための改善等を検討するプロジェクトであ

り、具体的には、OHIM から「TM ビュー⁶」への TM5 メンバー庁の参画が提案されている。TM ビューとは、OHIM が管理運営する EU 域内の商標検索及び詳細情報の照会を一括して行うことができる検索ツールであるが、現在 OHIM は、EU 域外の各国官庁にも積極的に参画を呼びかけており、EU 域外官庁では、これまでにメキシコ、ノルウェー、トルコ、モロッコ、ロシア、米国、韓国が参画している（2014 年 8 月現在）。本プロジェクトでは、TM ビューへの各庁の参画可能性について技術的課題（データ形式、文字コード等の相違）や出願人（権利者）の氏名住所、検索キー等の言語的課題等が検討されている。

(6) 悪意の商標出願対策プロジェクト

他人の周知・著名商標等を第三者が無断で商標出願をする、悪意の商標出願（いわゆる冒認商標出願）が世界

5 JPO では「IPDL (特許電子図書館)」、USPTO では「TESS (Trademark Electronic Search System)」及び「TSDR (Trademark Status and Document Retrieval)」、OHIM では「CTM-online」、KIPO では KIPRIS (Korea Intellectual Property Rights Information Service)、SAIC では商標局の「中国商標網」により、ユーザー向けに商標の出願・登録情報の提供が行われている。

6 OHIM のホームページからアクセスすることができる (<http://www.tmview.europa.eu/tmview/welcome.html>)。



図3 第1回悪意の商標出願セミナーの講演

共通の問題となっている。この問題については、商標三極会合においても議論され、2010年及び2011年には、商標三極及びSAICが共同で北京においてセミナーを開催した。その後、TM5の枠組みにおいても、JPOリードのもと悪意の商標出願に関する議論を継続することが合意された。本プロジェクトでは、TM5メンバー庁で問題意識を共有するとともに各庁における商標の適切な保護のための有効な対策に役立てることを目的として、本年の第3回TM5年次会合までに悪意の商標出願に適用しうる法令・運用についての各庁の情報をレポートにとりまとめることとなっている。また、昨年10月には、第1回悪意の商標出願セミナーを東京で開催し、また、本年5月には、第2回セミナーを香港で開催しており、引き続き本問題への対処についての検討及び情報発信を行っていく予定である。

(7) 共通統計プロジェクト

TM5各庁の統計情報を定期的に交換するプロジェクトである。現在、統計取得項目、交換データの取得周期、交換頻度、交換フォーマット等について担当者間で議論が行われている。また、各庁の制度的な違い（例えば、先後願の類否判断等の相対的拒絶理由を職権審査するか否か、付与前異議か付与後異議か、一出願多区分制度か否か等）や、審査順番待ち期間（いわゆるFA期間）のカウント方法の相違等により、一概にデータの比較ができない項目があることから、各項目の定義についても議論が行われている。

(8) TM5ウェブサイト構築プロジェクト

TM5のウェブサイト構築し、各庁間の情報共有及びユーザーへの情報発信を行うためのプロジェクトである。TM5ウェブサイトは、2014年に5月に正式にオープンし、TM5の会合の予定や、共同声明、各プロジェクトの概要や進捗状況等が掲載されている。今後も、各プロジェクトの報告書等を掲載するなど、ウェブサイト上のコンテンツの充実を図る予定である。



図4 TM5ウェブサイトの掲載ページ
(<http://tmfive.org/?cat=8>)

(9) 審査結果に関する比較分析プロジェクト

2013年12月に開催された第2回TM5年次会合においてKIPOにより新規提案されたプロジェクトであり、各パートナー官庁における異なった審査ガイドライン、基準及び実務について理解を深めることを目的とするプロジェクトである。2014年3月の第11回日韓商標専門家会合においては、識別性の有無等の絶対的拒絶理由をテーマとして取り上げて比較検討すること等の提案が示され、今後、各庁の意見を聞きながら、具体的な進め方を検討していくこととしている。

(10) マドプロ出願人への情報提供拡充による利便性向上プロジェクト

2013年12月に開催された第2回TM5年次会合においてJPOが新規提案したプロジェクトであり、ユーザーがアクセスし易いフォーマットで、TM5各国におけるマドプロ手続に関する情報を提供することにより、ユーザーが、暫定的拒絶通報等への具体的な対応等を効率的かつ効果的に行えることを目的とするプロジェクトである。

本年8月に他の4庁すべてから承認を得たところであり、現在、マドプロ出願の手続に関する情報提供のフォーマット案を作成中。

(11) TM5ワークショッププロジェクト

2014年5月に開催されたTM5中間会合においてJPOが新規提案したプロジェクトであり、TM5プロジェクトでは扱わない各庁及びユーザーの関心の高いテーマを扱い、TM5官庁間の互いの商標制度や審査連

用に関する理解及び議論を深めることを目的とするプロジェクトである。

ユーザーに広く情報を提供し、商標制度及び各庁の審査運用に関する情報を共有するとともに、ワークショップを通じて、TM5の事業や役割に対するユーザーの理解を深めることに繋がるもの。次回の第3回TM5年次会合で引き続き議論することとなっている。

(12) 非伝統的商標⁷へのインデックス付けプロジェクト

2014年5月に開催されたTM5中間会合においてUSPTOにより新規提案されたプロジェクトであり、各庁における非伝統的商標の検索方法の調査及びベストプラクティスの共有を行い、最終的には、各庁共通の非伝統的商標のインデックス付けスキームの作成を目指すものである。次回の第3回TM5年次会合で引き続き議論することとなっている。

7 「非伝統的商標」とは、文字や図形等からなる商標以外の商標であり、我が国では、立体商標を既に導入済みである。音、ホログラム、動き、色彩、位置等のいわゆる新しいタイプの商標がこれに含まれる。

3. 第3回TM5年次会合の概要

2014年12月3日から5日、日米欧中韓によるTM5年次会合を東京で開催予定である。

本会合における議論の基本的理念をパートナー間で共有するために、本会合のテーマは「ユーザーフレンドリーな商標制度に向けた国際協力の推進」と設定されている。

本会合の概要としては、各プロジェクトの進捗報告と議論、新規プロジェクトの議論及びユーザーセッション等を予定している。

4. おわりに

3.でも触れたように、次回のTM5年次会合は、2014年12月に東京で開催される予定である。JPOはホスト庁として、既存の各プロジェクト及び新規プロジェクトの議論等を円滑に進めるとともに、「TM5」が、今後更に発展し、各庁にとって有意義な会合としていくためにも、今年のTM5年次会合は、JPO商標関係者はユーザー団体の協力を得て、本会合を盛り上げていく所存である。

また、JPOは我が国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備に向け、TM5の枠組みを通じて国際協力を推進して参りたい。

